

川崎市立看護大学奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 3 5 号

川崎市立看護大学奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市立看護大学奨学金条例施行規則（令和3年川崎市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる者であって、入学時成績優秀者奨学金の支給を受ける者（以下この章において「奨学生」という。）になることを希望するものが所定の期日までに入学時成績優秀者奨学金成績判定申込書（第1号様式）により市長に申込みを行った場合には、その者が受験する入学選考（看護大学が行うもので、指定選考以外のものをいう。以下この項において同じ。）及び当該各号に定める試験をもって、前項の指定選考とみなす。

（1）入学選考（公募により実施するものに限る。）で市長が指定するものを受験する者 独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第1項第1号に規定する試験（所定の教科を受験したときに限る。）

（2）入学選考（公募により実施するものを除く。）で市長が指定するものを受験する者 前号に定める試験及び奨学生の選考のために看護大学が行う論文式による筆記試験

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

入学時成績優秀者奨学金成績判定申込書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

入学時成績優秀者奨学金における奨学生の資格に係る入学選考の成績判定を受けたいので、川崎市立看護大学奨学金条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、次のとおり申し込むとともに、後日、私の大学入学共通テストの成績の請求に必要な情報を通知すること及び川崎市長が当該成績を把握し、当該判定に用いることに同意します。

フリガナ	
氏名	
住所	
高等学校名	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。